第百五十五条の二の次に次の一条を加える。

（契約者配当の損金算入額）

第百五十五条の二の二　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の連結法人が個別損金額（法第六十条第一項（保険会社の契約者配当の損金算入）に係る部分に限る。）を計算する場合には、法第六十条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、当該連結法人である生命保険会社で法第八十一条の四（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）の規定の適用を受けるものの第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　当該連結事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額

二　当該連結事業年度において受けた法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額のうち同条の規定により益金の額に算入しないこととしている金額

第百五十五条の六第一項第一号イ中「第五十四条第四項」を「第五十四条第三項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）、第五十四条の二第四項」に改め、同項第二号ロ中「第六十九条第二項及び第三項」を「第六十九条第三項及び第四項」に改める。

第百五十五条の十三第一項中「寄附金」を「連結事業年度における寄附金」に改め、同条第二項第四号中「（繰越連結欠損金の損金算入）」を「（連結欠損金の繰越し）」に改め、同項第十号中「及び第五項（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「（国家戦略特別区域における連結法人である指定特定事業法人」に改め、同項第十二号中「法人税額から控除する特定外国子会社等の外国税額」を「連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等」に改め、同項第十三号中「法人税額から控除する特定外国法人の外国税額」を「特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等」に改め、同条第三項中「意義」を「損金不算入」に改める。

第百五十五条の二十二第五項第六号中「第十二項」を「第十四項」に改める。

第百五十五条の二十五中「。以下この条において同じ」を削り、「百分の十六・三」を「百分の十・四」に、「計算した金額の」を「計算した金額（当該各連結法人が当該連結事業年度において支出した地方税法附則第八条の二の二第一項（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除）に規定する特定寄附金につき同条第三項及び第九項（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第七百三十四条第三項（都における普通税の特例）において準用する場合を含む。）の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額がある場合には、当該特定寄附金の額（当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額の百分の二十に相当する金額と当該各連結法人の調整個別帰属地方税額（第一号イ及びロに掲げる金額がないものとして計算した場合における同号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのうちいずれか多い金額に百分の十・四を乗じて計算した金額をいう。）に百分の二十を乗じて計算した金額とのうちいずれか少ない金額を控除した金額）の」に改め、同条第一号中「当該各連結法人の」を「各連結法人の」に改め、「又は同項に規定する個別欠損金額」を削り、「加算した金額（」の下に「当該個別所得金額がない場合には零とし、」を加え、「、当該」を「当該」に、「金額」を「金額とする。）」に改め、同号ハ(1)中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の三（」を「第六十八条の十五の二（特定の地域において」に改め、「であつて同項の規定の適用を受ける場合」を削り、「、第六十八条の十五の五」を「又は第六十八条の十五の五」に改め、「又は第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）」を削り、同号ハ(3)中「次号ホ」を「次号ニ」に改め、同条第二号イ中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「ヘに」を「ホに」に改め、同号ヘを同号ホとする。

第百五十五条の二十七の二中「合計額」の下に「当該合計額が零を下回る場合には、零）」を加える。

第百五十五条の二十七の三第一項中「控除した」を「減算した」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、同法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」及び「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削る。

第百五十五条の三十四第一項、第三項並びに第六項第一号及び第三号ロ中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第二号中「（受贈益の益金不算入）」を「（受贈益）」に改め、同項第五号中「（連結欠損金の損金算入額に係る個別帰属額）」を「（連結欠損金個別帰属額等）」に改め、同項第八号中「第百五十五条の二十五各号列記以外の部分」を「第百五十五条の二十五各号」に、「規定する乗じて計算した金額」を「掲げる金額のうちいずれか多い金額に百分の十・四を乗じて計算した金額（同条に規定する控除される金額がある場合には、同条に規定するいずれか少ない金額を控除した金額）」に改める。

第百八十四条第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表第六十九条第二項第一号及び第七項の項中「第六十九条第三項第一号及び第九項」を「第六十九条第三項第一号及び第九項」に改め、同表第百十九条第一項第八号の項の次に次のように加える。

第百十九条第一項第九号ロ及び第十一号ロ	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項

第百八十八条第六項中「とき」を「場合及び当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表がない場合」に改め、同条第十一項第三号中「の額」の下に「（次号に掲げる金額を含む。）」を加える。

第百九十九条中「に規定する政令で定める利子、同号」を削る。

第二百条中「第六十九条第十一項及び第十二項」を「第六十九条第十項及び第十一項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削る。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則第十条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の三十五」を「その連結親法人事業年度が施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の三十五」と、その連結親法人事業年度が同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の四十」と、その連結親法人事業年度が同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の四十五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第九十六条第四項の改正規定、同令第百三十九条の十第一項の改正規定（「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改める部分に限る。）、同条第二項第二号ロの改正規定（「、第四十二条の十二の四」を「又は第四十二条の十二の四」に改め、「又は第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）」を削る部分に限る。）並びに附則第八条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定　平成二十九年四月一日